

***** 令和7年度 就学援助制度のお知らせ *****

(【4月1日認定開始】申請受付期間 令和7年2月3日～6月30日)

保護者のみなさんへ

逗子市教育委員会

逗子市では、経済的な理由でお子さんを逗子市立小・中学校に通学させるのが困難な保護者の方に、学用品費、給食費、修学旅行費、校外活動費などの一部を援助する就学援助制度を行っています。

1 援助の対象となる世帯 ※逗子市立小・中学校へ通学されているお子さんのいる世帯に限ります

(1) 生活保護を受けている世帯

認定されていますので、申請する必要はありません。(修学旅行費・学校病医療費のみ支給)

(2) 次の制度等の措置を受けた世帯

- i 生活保護の停止又は廃止
- ii 世帯員全員の市民税が非課税である
- iii 個人事業税の減免や固定資産税の減免(住居取得による減免は除く)
- iv 国民年金の保険料の全額免除又は国民健康保険の保険料の減免、徴収猶予
- v 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なります)
- vi 生活福祉資金の貸付決定

(3) (1)(2)以外の理由で、収入が少なく就学が困難である世帯

認定にあたっては、世帯員全員の収入を基に総合的に判断します。

2 申請の手続き

※ 就学援助費は年度ごとの認定になります。前年度認定されていた世帯も毎年申請が必要です。

- 提出書類 ①令和7年度 就学援助費支給申請書(兼世帯票)
- ②委任状・口座振込依頼書
- ③同意書
- ④申請理由を証明する書類1点(申請書の裏面をご覧ください)
- 提出先 逗子市役所5階 学校教育課窓口(受付時間8:30～17:15 土日祝日及び閉庁日を除く)
- ※個人情報保護及び到着遅延等を防ぐため、郵送での提出はご遠慮ください。

「申請書」の「世帯の状況」欄への記入について

- ◆逗子市の就学援助制度では、同居している方全員を世帯員とします。
- 「世帯の状況」欄には、住民票上別世帯であっても、同居している方全員を記入してください。
- ◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合も世帯員となりますので記入してください。

証明書類の添付について

- ◆証明書類は、収入のあるすべての世帯員について添付してください。
- ただし、二世帯同居等で公共料金の支払いが別の場合は独立した世帯として扱いますので、証明書類は該当するお子さんの世帯分のみ添付し、証明書類として各世帯の同月の公共料金(ガス代、電気代等)支払領収書の写しを添付してください。
- ◆主な生計維持者が単身赴任等で別居している場合は、その方の証明書類も添付してください。

3 申請期間

令和7年2月3日（月）～6月30日（月）【4月1日認定開始】

※7月1日以降も申請を受け付けます。7月1日以降に認定された場合は、申請受付日を認定開始日とします。（土日祝日等の閉庁日は受付時間外です）

4 支給時期

4月～7月分を8月下旬、8月～12月を1月下旬、1月～3月分を4月下旬に支給を予定しています。

5 援助の費目と支給額（令和6年度実績） (年額)

		給食費	学用品費等	校外活動費	新入学児童生徒学用品費等	修学旅行費	学校病 医療費	卒業アル バム費	学 校 徴収金
小 学 校	1 年	実 費	11,630 円	交通費・見学 料等実費 (上限額あり)	57,060 円 * 小学校入学前に受給 していない場合のみ	_____	実 費 医療機関 に直接支 払います	_____	2,000 円
	2ー5 年		13,900 円		_____	_____		_____	
	6 年				63,000 円	交通費・宿 泊費・見学 料等実費		実費 (上限額あり)	
中 学 校	1 年	実 費	22,730 円	交通費・見学 料等実費 (上限額あり)	63,000 円 * 小学校 6 年次に受給 していない場合のみ	_____	実 費 医療機関 に直接支 払います	_____	9,000 円
	2 年		25,000 円		_____	_____		_____	
	3 年				_____	交通費・宿 泊費・見学 料等実費		実費 (上限額あり)	

※ 「学校病医療費」での学校病とは虫歯、トラコーマ、結膜炎、白癬（はくせん）、疥癬（かいせん）、膿疱疹（のうかしん）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、寄生虫病のことをいいます。治療する場合は事前に教育委員会の指示をうけてください。

※ 「新入学児童生徒学用品費」は認定開始日が4月1日の世帯のみ支給されます。なお、令和6年度に支給を受けた方は支給されません。

※ 令和8年度に中学へ入学する児童への「新入学児童生徒学用品費」は、令和8年1月に支給予定です。

※ 「校外活動費」と「修学旅行費」は認定開始日以降に参加した活動・行事のみ支給対象となります。

※ 「給食費」、「学用品費等」、「学校徴収金」は認定開始日が7月1日以降の場合、日割りの額を支給します。

※ 通学距離が、小学生片道4km以上、中学生片道6km以上の場合に、通学費として交通機関の旅客運賃を支給します。

※ 認定開始日以降、眼鏡購入費の一部補助制度があります。事前に教育委員会の発行する検眼券が必要となりますので、眼科での検眼前に学校教育課へご連絡ください。限度額、購入期限があります。

6 その他

逗子市教育委員会就学援助費交付要綱第7条（返還）において、援助費をその目的以外に使用した場合等、支給した援助費の全部若しくは一部の返還をしていただくことがあります。

7 問い合わせ先

逗子市教育委員会 学校教育課（逗子市役所5F）

逗子市逗子5-2-16 TEL 046-873-1111 内線517
Fax 046-872-3115

令和7年度就学援助費支給申請書(兼世帯票)

逗子市教育委員会

令和 年 月 日

次のとおり、就学援助費の支給を申請します。

なお、認定事務に伴い、逗子市教育委員会が所得金額等について税務資料等を閲覧すること及び在籍校に世帯の状況等を確認することを承諾します。

また、転出、転入に伴い住民登録を異動した場合、他自治体へ新入学学用品費の支給状況の確認・回答をすることを承諾します。

〒

住所

電話

申請者(保護者)氏名

世帯の状況(同居の家族もしくは別居の生計同一者がいる場合も記入)	フリガナ氏名	続柄	生年月日(歳)	職業 または 在学学校名・学年・組	同居・別居	備考
		申請者	. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	
			. . ()		同・別	

住居	(下記の申請理由の「9その他の理由～」の方のみ記入が必要になります)		受給状況	1前年度受けていた 2今回がはじめて 3他市で受けていた(市・町・村で 年 月まで) 4受けたことがある(年度)
	☐ 持家 ☐ 同居の親族 ☐ 借家 家賃月額 円 ※駐車場代は除く ☐ その他 ()			

申請理由	(該当する理由を○印で囲む)	9 その他の理由で世帯の収入が少なく、就学が困難 (具体的な状況を記入)
	1 生活保護法による保護の停止・廃止 2 市県民税の非課税又は減免 3 個人事業税の減免 4 固定資産税の減免 5 国民年金の保険料の減免 6 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予 7 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なる) 8 生活福祉資金の貸付決定	

※ 添付する証明書類については裏面を参照してください。(申請理由により添付書類が異なります)

※ 記載された内容につきましては、就学援助事業の目的以外には使用しません。

※ 生活保護費等扶助費の受給状況について、関係所管に確認することがあります。

① 申請理由を証明する書類の添付について

申請理由が複数ある場合は、その内1件の申請理由に必要な書類のみ添付してください。
(その他の申請理由に必要な添付書類は不要です。)

該当する申請理由	添付する証明書類
1 生活保護法による保護の停止・廃止	令和7年度又は令和6年度に受けた生活保護の廃止又は停止の証明書の写し
2 市県民税の非課税又は減免	令和7年度の市県民税非課税証明書 ※ 18歳以上(高校生を除く)の世帯員全員の非課税証明書を提出してください。 ※ 課税されている世帯員がいる場合は当該申請理由には該当しません。 〔課税課発行〕
3 個人事業税の減免	令和7年度の個人事業税の減免決定通知書の写し 〔県税事務所発行〕
4 固定資産税の減免	令和7年度の固定資産税の減免決定通知書の写し ※ 住宅取得による減免は対象になりません。 〔課税課発行〕
5 国民年金の保険料の減免	令和7年度の国民年金保険料免除申請承認通知書の写し 又は国民年金保険料免除理由該当通知書の写し ※ 国民年金の半額免除は対象になりません。 ※ 成人している世帯員全員の通知書を提出してください。 〔社会保険事務所発行〕
6 国民健康保険の保険料の減免 又は徴収猶予	令和7年度の国民健康保険料減免決定通知書の写し 又は国民健康保険料徴収猶予決定通知書の写し 〔国保健康課発行〕
7 児童扶養手当の支給	児童扶養手当証書の市長印が押されているページの写し ※ 認定後に再婚等で児童扶養手当が停止となった場合は、学校教育課までご連絡ください。 ※ 児童手当とは異なります。 〔子育て支援課発行〕
8 生活福祉資金の貸付決定	生活福祉資金貸付決定通知書の写し 〔社会福祉協議会発行〕
9 その他の理由で世帯の収入が少なく、 就学が困難	・令和6年分 源泉徴収票(支払者名称・所在地等記載のあるもの) ・令和6年分 確定申告書控A・B(税務署の収受印が押してあるもの、または受付日時の記載があるもの)の写し ・令和7年度市県民税課税証明書又は納税通知書の写し いずれか1つを添付 ※ 収入のある世帯員全員の所得の証明書類を添付してください。 ※ 令和7年度の市県民税課税証明書は確定申告等をされている方は、6月1日以降の発行になります。

② 家賃を証明する書類の添付について(上記の申請理由「9その他の理由」の方のみ必要になります。)

持家の方は必要ありません。

借家の方は契約書の月額の家賃が記載されているページの写し、又は領収書を添付してください。

(家賃の支払に銀行等の引き落としを利用している方で、上記の証明書類がない場合は、通帳の引き落とし金額が記載されたページの写しでも代用できます。)

③ 別世帯を証明する書類の添付について

二世帯同居等で、公共料金の支払いが別々の場合は独立した世帯として扱います。各世帯の同月の公共料金(ガス代、電気代等)支払領収書の写しを添付してください。

※ 申請書類について内容の確認や添付書類、資料等提出の追加をお願いする場合がありますのでご了承ください。

小学校用

令和 年 月 日

委任状

逗子市会計管理者

委任者（保護者）

私は、逗子市より支払われる令和7年度就学援助費の請求及び受領に関する権限を逗子市教育委員会 学校教育課長 に委任します。

また、就学援助費に係る学校費用（給食費等）に未納が発生した場合、この就学援助費の受領に関する権限を学校長に委任します。

受任者

課長印

学年・組	児 童 氏 名	学年・組	児 童 氏 名
—		—	
—		—	

口座振込依頼書

逗子市教育委員会学校教育課長

保護者

逗子市より支払われる令和7年度就学援助費につきましては、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	☐ かながわ信用金庫（旧三浦藤沢信用金庫） ☐ 湘南信用金庫 ☐ _____ 銀行 信用金庫	☐ 逗子支店 ☐ _____ 本・支店・出張所 （店番号_____）
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ 口座名義人	-----	指定した金融機関の名義、番号を 正確に記入してください。

※学校費用の振替口座を記入してください。

※小・中学校にそれぞれお子さんがいる場合には、同じ口座を指定してください。

※記載された内容につきましては、就学援助事業の目的以外には使用しません。

委任状

逗子市会計管理者

委任者（保護者）

私は、逗子市より支払われる令和7年度就学援助費の請求及び受領に関する権限を逗子市教育委員会 学校教育課長 に委任します。

中学校給食の給食費分の就学援助費については代理納付となることを承認します。また、就学援助費に係る学校費用に未納が発生した場合、この就学援助費の受領に関する権限を学校長に委任します。

受任者

課長印

学年・組	生徒氏名	学年・組	生徒氏名
—		—	
—		—	

口座振込依頼書

逗子市教育委員会学校教育課長

保護者

逗子市より支払われる令和7年度就学援助費につきましては、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	☐ かながわ信用金庫（旧三浦藤沢信用金庫） ☐ 湘南信用金庫 ☐ _____銀行 信用金庫	☐ 逗子支店 ☐ _____本・支店・出張所 （店番号_____）
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ 口座名義人	-----	指定した金融機関の名義、番号を 正確に記入してください。

※学校費用の振替口座を記入してください。

※小・中学校にそれぞれお子さんがいる場合には、同じ口座を指定してください。

※記載された内容につきましては、就学援助事業の目的以外には使用しません。

同意書

私は、就学援助費の支給を受けるにあたり、必要があるときは、新入学学用品費の支給状況等について、他市区町村に照会・確認すること及び情報提供することに同意します。

令和 年 月 日

住 所 逗子市 _____

氏 名 _____

<記入例>
令和7年度就学援助費支給申請書（兼世帯票）

逗子市教育委員会

令和7年 〇 月 〇 日

次のとおり、就学援助費の支給を申請します。
 なお、認定事務に伴い、逗子市教育委員会が所得金額等について税務資料等を閲覧すること及び在籍校に世帯の状況等を確認することを承諾します。
 また、転出、転入に伴い住民登録を異動した場合、他自治体へ新入学学用品費の支給状況の確認・回答をすることを承諾します。

〒 249-0006
 住所 逗子市逗子 5-2-16
 電話 046 (873) 1111
 申請者(保護者)氏名 逗子 太郎

世帯の状況（同居の家族もしくは別居の生計同一者がいる場合も記入）	フリガナ氏名	続柄	生年月日（歳）	職業 または 在学学校名・学年・組	同居・別居	備考
	ズシ タロウ 逗子 太郎	申請者	1983.12.30(41)	会社員	同・別	
	ズシ ハナコ 逗子 花子	妻	1984. 7. 1(40)	パート	同・別	
	ズシ イチロウ 逗子 一朗	子	2011.12. 4(13)	桜山中学校林2年A組	同・別	
	ズシ ミドリ 逗子 みどり	子	2013. 9. 1(11)	新宿小学校6年2組	同・別	
	ズシ ジロウ 逗子 次郎	父	1949. 8. 0(75)	退職（年金受給者）	同・別	
	ズシ ナミコ 逗子 浪子	母	1951. 6.20(73)	退職（年金受給者）	同・別	
			. . ()			
					同・別	
			. . ()		同・別	
住居	☐ 持家 ☐ 同居の親族 ☒ 借家 家賃月額 60,000円 ※駐車場代は除く ☐ その他 ()		受給状況	1前年度受けていた ②今回ははじめて 3他市で受けていた(市・町・村で 年 月まで) 4受けたことがある(年度)		
申請理由	(該当する理由を○印で囲む) 1 生活保護法による保護の停止・廃止 2 市県民税の非課税又は減免 3 個人事業税の減免 4 固定資産税の減免 5 国民年金の保険料の減免 6 国民健康保険の保険料の減免又は徴収猶予 7 児童扶養手当の支給(児童手当とは異なる) 8 生活福祉資金の貸付決定		⑨ その他の理由で世帯の収入が少なく、就学が困難 (具体的な状況を記入) 申請者の勤める会社の業績が悪化し、昨年と比べて 収入が極端に減ってしまい、妻のパート収入及び父母 の年金収入を加えても、就学が困難なため。			

※ 添付する証明書類については裏面を参照してください。(申請理由により添付書類が異なります)
 ※ 記載された内容につきましては、就学援助事業の目的以外には使用しません。
 ※ 生活保護費等扶助費の受給状況について、関係所管に確認することがあります。

小学校用

〈記入例〉 ※中学校用も同じです

令和7年4月10日

委任状

逗子市会計管理者

記入場所

委任者（保護者） 逗子 太郎

私は、逗子市より支払われる令和7年度就学援助費の請求及び受領に関する権限を逗子市教育委員会 学校教育課長 に委任します。
また、就学援助費に係る学校費用（給食費等）に未納が発生した場合、この就学援助費の受領に関する権限を学校長に委任します。

受任者

課長印

学年・組	児童氏名	学年・組	児童氏名
6-〇	逗子 みどり	—	
—			

令和7年度の学年・組を記入（組が未定の場合は学年のみ記入）
※令和7年度に新中学1年になるお子さんについては、申請時小学6年であっても、中学校用の委任状及び口座振替依頼書に記入してください。

口座振込依頼書

逗子市教育委員会学校教育課長

記入場所

保護者 逗子 太郎

逗子市より支払われる令和7年度就学援助費につきましては、次の口座に振り込んでください。

金融機関名	☒ かながわ信用金庫（旧三浦藤沢信用金庫） ☐ 湘南信用金庫 ☐ _____ 銀行 信用金庫	☒ 逗子支店 ☐ _____ 本・支店・出張所 （店番号_____）
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号 1 2 3 4 5 6 7
フリガナ	ズシ タロウ	指定した金融機関の名義、番号を正確に記入してください。
口座名義人	逗子 太郎	

※学校費用の振替口座を記入してください。

※小・中学校にそれぞれお子さんがいる場合には、同じ口座を指

学校費用（給食費等）の振替口座をご指定ください。

小・中学校それぞれにお子さんがある場合は、同じ口座を指定してください。